

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 欠損金の繰越控除制度の見直し

Q. 平成27年度の税制改正では、欠損金の繰越控除制度が見直されるそうですが、どのようなになるのですか？

A. 平成27年度の税制改正では、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等について、次の改正が行われます。

① 控除限度額

課税所得の80%とされている控除限度額を、平成27年度以降65%、平成29年度以降50%に縮小されます。

② 繰越期間

平成29年度以降に生じる欠損金について、現行の9年から10年に延長されます。これに伴い、帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正の請求の期間も10年に延長されます。

③ 経営再建中の法人及び新設法人の特例

経営再建中の法人及び新設法人について、所得の100%控除を認める特例が新設されます。再建中の法人は更生計画認可の決定から7年後まで、新設法人は設立から7年後までが対象になります。適用は、平成27年4月1日以後開始する事業年度からです。

なお、中小企業については、現行と変わらず、所得金額の100%控除が認められます。

所得税

★ 父親所有の建物を事業の用に供した場合の必要経費

Q. 私は、父親が所有する建物を店舗として使用しています。家賃など経費の取扱いはどのようになりますか？

A. 生計を一にしているかどうかで、取扱いが違います。

親族に支払う地代家賃等の取扱いは、生計を一にしているかどうかで、取扱いが違います。

① 生計を一にしている場合

親族に支払う地代家賃等は、事業所得の計算上、必要経費に算入されません。

また、親族が受け取った地代家賃等は、所得金額の計算上、ないものとして取り扱われます。

ただし、親族が所有する建物等の固定資産税や修繕費、減価償却費等のうち、事業共用部分については、事業所得の必要経費に算入することができます。

② 生計を一にしていない場合

生計を一にしていない場合は、支払う地代家賃等は事業所得の計算上、必要経費となり、受け取った地代家賃等は不動産所得の収入金額となります。

③消費税の取扱い

店舗用建物の賃借料は、生計を一にしているかどうかにかかわらず、課税仕入となります。

資 産 税

★ 土地等の1,000万円特別控除

Q. 何年か前の税制改正で、土地を取得して何年か後に譲渡したら1,000万円の特別控除が受けられるという制度ができたので、土地を買ったのですが、適用はいつの譲渡からでしたか？

A. この制度は、リーマンショック後の経済対策として、平成21年の税制改正で創設された制度です。

内容は、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等(棚卸資産は対象外)で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から最高1,000万円を控除するというものです。

したがって、この要件を満たすには、次のようなこととなり、平成21年に取得した土地等については、平成27年1月以降の譲渡、平成22年に取得した土地等については、平成28年1月以降の譲渡が対象になることとなります。

- ①平成21年に取得した土地等が所有期間5年超となる基準日・・・平成27年1月1日
- ②平成22年に取得した土地等が所有期間5年超となる基準日・・・平成28年1月1日

★ 土地譲渡の際に支払ったコンサルタント料

Q. 土地譲渡の際に支払ったコンサルタント料は譲渡費用になりますでしょうか？

A. この事例では、請求人が共同住宅の敷地の用に供されていた土地を譲渡した際に、請求人の親族が主催する法人に支払ったコンサルタント料は、

- ①土地取得のため請求人らの親族を説得したもの、
- ②その建物を取り壊すまでの改良行為である、
- ③賃借人の立退き対応費用である、
- ④譲渡先探しに関する助言行為に係る対価であるとして譲渡所得の取得費又は譲渡費用に該当する

と主張しましたが、国税不服審判所は、譲渡費用に該当するかどうかは、現実に行われた資産の譲渡を前提として、客観的に見てその譲渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかによって判断すべきものであると解釈したうえで、

- ①については、その取得自体に必要なものであったということとはできず、また付随費用ともいえないから土地の取得費には該当しない、
- ②については、改良行為は一般の修繕又は維持管理行為と認められる、
- ③については土地を譲渡した6年以上も前のことである、
- ④については、法人の助言によって譲渡先が決定されたものではない、

などの事実関係を認定したうえで請求人の主張を退けています。

相続税

★ 相続開始前3年以内の贈与の取扱い

Q. 相続開始前3年以内にした贈与は、相続税の対象になるとか。どのようになっているのですか？

A. 相続税法では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の価額(贈与時の価額)をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。ただし、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象にならないこととなっています。

①相続人以外にする贈与

②贈与税の非課税財産

③特定障害者扶養信託として贈与税が非課税となるもの

④婚姻期間が20年以上である配偶者に対する居住用不動産又はその取得資金のうち次の部分の金額

イ. 相続開始の年の前年以前の贈与で、贈与税の配偶者控除の適用を受けて控除された金額(最高2,000万円)

ロ. 相続開始の年にされた贈与で、贈与税の配偶者控除があるとした場合に控除されることとなる金額(最高2,000万円)

その他

★ 社会保障・税番号制度について

Q. マイナンバー制が導入されると、申告書等を提出する場合に何か変わることがあるのですか？

A. 個人番号や法人番号を記載しなければなりません。

番号法整備法や税法の政省令の改正によって、**税務署等に提出する申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載しなければならないこととなりました。**

したがって、申告書や法定調書等を税務署等に提出する場合には、その提出者に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となるほか、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者は、法定調書の提出義務者に対して個人番号・法人番号を通知することなどが必要となります。

また、法定調書提出義務者が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける者から個人番号の提供を受ける場合など、他人の個人番号の提供を受ける際は、本人確認をしなければなりません。

本人確認は、記載された個人番号が正しい番号であることの確認(番号確認)及び申告等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要とされており、原則として、**①個人番号カード(番号確認と身元確認)**、**②通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)**、**③個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証(身元確認)**などで本人確認を行うこととされています。